

第 1 0 1 号 議 案

新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 26 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年新宿区条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 18 条第 2 項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「利用乳幼児に対する利用開始時の」を「それぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 82 号）の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の改正等に伴い、家庭的保育事業者等による健康診断の実施義務についての緩和規定を定めるほか、規定を整備する必要があるため